第6章 事業に係る許認可、届出等

本事業の実施にあたり、必要とされる許認可、届出等の種類及び根拠となる法令の規定並びに 当該許認可等を行う者の名称は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 本事業に係る許認可等

No.	許認可等	根拠法令	許認可等を行う者
1	特定高圧ガス消費の届出	高圧ガス保安法	広島県知事
2	毒物劇物取扱責任者の届出 (第7条)	毒物及び劇物取締法	広島県知事
3	工事計画届出	電気事業法	経済産業省 中国四国産業保安監督部長
4	保安規定届出	電気事業法	経済産業省 中国四国産業保安監督部長
5	電気/ボイラー・タービン主任 技術者選任届出	電気事業法	経済産業省 中国四国産業保安監督部長
6	ばい煙に関する説明書	電気事業法	経済産業省 中国四国産業保安監督部長
7	騒音に関する説明書	電気事業法	経済産業省 中国四国産業保安監督部長
8	特定施設変更許可申請	瀬戸内海環境保全特別措置法	広島市長
9	対象建設工事の届出	建設リサイクル法	広島市長
10	形質変更届出	土壤汚染対策法	広島市長
11	建築確認申請	建築基準法、広島県建築基準 法施行条例	広島市長
12	工作物確認申請	建築基準法、広島県建築基準 法施行条例	広島市長
13	消防申請 (建築確認申請及び 工作物確認申請の消防同意)	消防法	広島市長
14	発電設備設置届出	消防法、広島市火災予防条例	広島市長
15	建築物エネルギー消費性能向 上計画認定申請	建築物省エネ法	広島市長
16	駐車施設設置(変更)届出	駐車場附置義務条例	広島市長
17	開発許可申請	都市計画法	広島市長
18	臨港地区分区内構築物建設等 届出	都市計画法又は港湾法	広島港湾振興事務所長